

令和7年3月改訂
神戸市立だいいち小学校

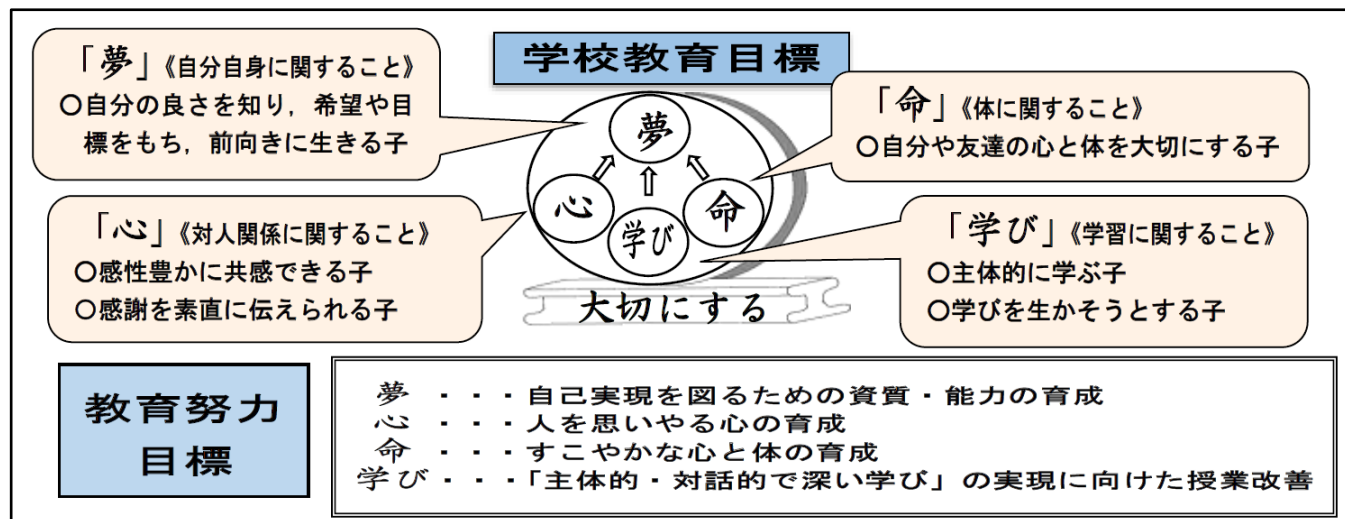
《はじめに》

だいいち小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、協働する生徒指導を目指して、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」・「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」等に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「だいいち小学校基本方針」）を策定しています。

《いじめとは(定義)》

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
〔いじめ防止対策推進法 第2条〕

《本校の教育》



《子供たちの思い》

いじめのない明るい学校づくり宣言

みんなが笑顔になれる明るい学校を目指します

一、わたしたちは、自分から進んで気持ちのよいあいさつをします

一、わたしたちは、友達と話す時間を大切にし、友達のよいところを見つけます

一、わたしたちは、相手の気持ちを考え、互いに認め合います

一、わたしたちは、プラスの発言をし、前向きに行動します

令和5年11月
神戸市立だいいち小学校 6年一同

夢に向かって命・心・学びを大切にするだいいちっ子

1. 基本姿勢

すべての教職員でいじめの問題に取り組む

「自校の課題」を洗い出し、「組織的かつ計画的に」、「発達段階を見渡して体系的に」、「児童・家庭・地域を巻き込む形で」、「子供を守り、育てていける学校」をつくり、「いじめを根絶すること」に全職員で取り組みます。

(1) 基本姿勢

○神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

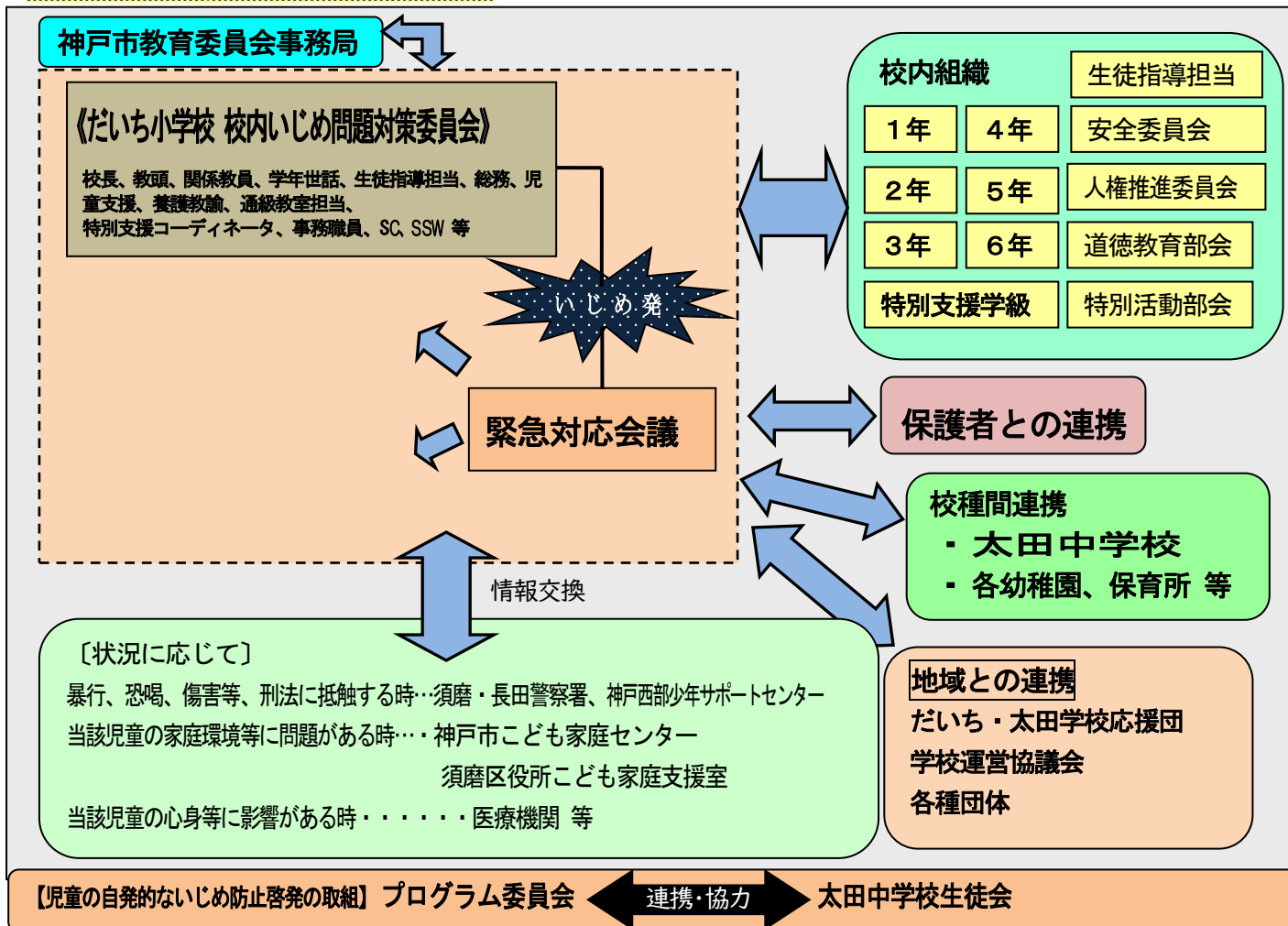
○だいち小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながら問題の根本的な解決に向けた取組を進めます。

(2) 教職員の姿勢

- ・児童が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、信頼関係づくりに努めます。
- ・分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- ・児童、教職員の人権感覚を高め、「いじめは決して許さない。」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます
- ・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、校内いじめ対策委員会を開催し、積極的に児童の情報を交換して情報の共有に努めます。
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・問題を教職員が一人で抱え込まず、学年世話係・生徒指導担当・管理職にも報告し、組織的に対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を受け入れ、早急に対応します。
- ・「多様性に配慮し、均等化のみに走らない」学校づくりを目指します。
- ・児童の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにします。
- ・「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育みます。
- ・「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促します。

2. 対策・対応に向けた組織

(1) 組織図〈対応チーム〉



(2) いじめ対策の組織

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行います。そのために、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するために「予防的」「積極的」な取り組みをあらゆる教育活動において展開します。

いじめへの対応にあたっては、校内いじめ問題対策委員会を起点として、教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行っていきます。

【組織】

- ① 生徒指導委員会（毎月定期開催）
② いじめ問題対策委員会（毎月定期開催、臨時開催）

（３）校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等への取組に関することや相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議します。尚、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員で共有します。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。（毎月１回；基本第一月曜日開催）

(4) 年間計画

★基本方針のみならず、各種アンケートや学校評価についてもPDCAサイクルを通して検証していきます。

【P (Plan・計画) → D (Do・実行) → C (Check・評価) → A (Action・改善)】

	4月	5月	6月	7月	8月	年間を通して行うもの	
未然防止に向けた取組	〔重点〕 学年・学級づくり 人間関係づくり (年度当初)		学年・学級づくり 人間関係づくり (日々のくらしや行事を通して)			・人権、道徳教育の充実	
	実態把握	いじめ防止小中地域会議 いじめ未然防止学習	いじめ防止強化月間			毎月行うもの ・安全委員会における情報交換および対応策検討 ・職員会における共通理解	
早期発見に向けた取組			いじめアンケート	個別懇談会		毎週行うもの ・学打ち、終礼	
	教育相談						
会議・研修等	基本方針の確認 児童理解研修	学級経営研修		取組自己評価 保護者アンケート	いじめ研修 学級経営研修		
	生徒指導委員会・いじめ問題対策委員会						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	いじめ防止 CM	いじめ未然防止学習	いじめ未然防止学習	人権週間の取組		いじめ未然防止学習	教育相談
	学年・学級づくり 人間関係づくり (日々のくらしや行事を通して)						
早期発見に向けた取組			いじめアンケート	個別懇談会		いじめアンケート	
	教育相談						
会議・研修等				取組自己評価 保護者アンケート		基本方針の見直し	取組自己評価 次年度計画・引継ぎ
	生徒指導委員会・いじめ問題対策委員会						

3. 基本的な対応方針

★いじめ防止を考える上での3本柱 → 「未然防止」「早期発見」「早期対応」

(1) 未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

①子供や学級の様子を正確に把握します

○教職員の気づきが基本 同じ目線で共に笑い、涙し、怒り、場と心を共にします。

○実態の把握 子供たちの意識や人間関係等、正確に実態を把握するよう努めます。

②互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりをすすめます

○子供たちのまなざしと信頼 子供たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されるよう努力します。

○心の通い合う教職員の協力協働体制を確立します

～不可欠な共通理解。大切な職場の雰囲気づくり。校内組織の有効機能。子供と向き合う時間の確保。

○自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事を展開します

～違いを認め合う仲間づくり。教職員の温かい言葉かけ。⇒自己肯定感、有用感の高揚～

○子供たちの主体的な参加による活動を充実させます

～異年齢交流、「いじめのない明るい学校づくり宣言」、代表委員会活動、布引中学校生徒会との連携等～

③命や人権を尊重し、豊かな心を育てます

○人権教育の充実 ～子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ります～

○道徳教育の充実 ～「いじめをしない、許さない」という人間性豊かな心を育てます～

○体験教育の充実 ～発達段階に応じた体験教育を意識的・体系的に展開します～

○コミュニケーション活動を重視した特別活動を充実させます

～他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を育成します～

④保護者や地域の方への働きかけを積極的に行います

○授業参観・授業公開デー ○学級・学年懇談会 ○学校・学年・学級・生徒指導通信、学校ホームページ

(2) 早期発見 ～子供の変化を敏感に察知～

①教職員のいじめに気づく力を高めます (担任による気づき、本人からの訴え)

○子供たちの立場に立って考えます

～人権感覚を磨き、子供たちの言葉をきちんと受け止め、子供たちの立場に立ち、子供たちを尊重します～

○子供たちを共感的に理解します

～共感的に子供たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとする「カウンセリング・マインド」を高めます～

○保護者からの情報をていねいに聞く機会を充実させます

②早期発見のための手立てを講じます

○日々の観察を大切にします

～子供たちとかわかることのできる時間を積極的に設けます～

～グループ内の人間関係を把握し、適切な指導を行います～

○積極的な教育相談の機会を設けます

～日常的に、子供たちが気軽に相談できる雰囲気づくりを進めます。カウンセラーとの連携も重視します～

○定期的なアンケート調査を実施します (年3回のアンケート調査「6月・11月・2月」)

～実施時の配慮を十分にします。アンケートに出てくるものは“氷山の一角”という意識で受け止めます～

③相談しやすい環境づくりをすすめます

○本人からの訴えには ～心身の安全を保証したうえで、事実関係や気持ちを傾聴します～

○周りの子供からの訴えには ～勇気ある行動を称え、訴えを真摯に受け止めます。安全も確保・保証します～

○保護者からの訴えには ～保護者の気持ちを十分に理解して接するよう努めます。日頃からの信頼関係の構築も大切にします～

④地域とともに取り組みます

○積極的な交流 ～情報提供・交換、協議できる場を積極的に設けます。すぐに学校へ連絡が入る体制づくりを進めます～

（３）早期対応 ～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応～

いじめが発見されたら第一に「いじめられた子の保護」に努めます。次に、いじめの対応は、子供に解決を任せず、組織としていじめの存在を認め、直ちに解決に取り組みます。

①いじめられた子供に対して

～訴えや状況・気持ちを十分に聞き取り、不安を取り除き、共感的に受け止めます。最後まで守り抜くこと、解決に向け全力で指導に当たることを伝えます～

～保護者の気持ちを共感的に受け止めたうえで事実関係・指導方針を伝え、今後の対応について協議します～

②いじめた子供に対して

～気持ちや状況を十分に聞き、背景にも目を向けて指導します。毅然とした対応と粘り強い指導で、「いじめは人として決して許されないこと」であることを認識させ、いじめられる側の気持ちに気づかせます～

～保護者に対しても正確な事実関係を伝え、事の重大さを認識させたうえで、家庭での指導を依頼します～

③周りの子供たちに対して

～“第三者なし”の原則をもとに指導します。傍観者から仲裁者への転換を促します～

④継続した指導

～一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察と状況把握を行い、必要な指導を継続的に行います～

～いじめられた子、いじめた子双方への心のケアを怠らず、カウンセラーや関係機関の活用も考えます～

～再発防止、未然防止のための日常的な取組のための実践計画を立て、子供たちとともに実行します～

⑤いじめ発見時の緊急対応

（ア）いじめられた子供・いじめを知らせた子供を守ります。他の子供たちの目に触れないよう、場所、時間等に配慮し、事実確認は双方別々の場所で行うことを念頭に置いて話を聞きます。

（イ）当事者だけでなく周囲の子供や保護者からも話を聴き、事実を正確に把握します。また、教職員間でも情報を共有します。

⑥いじめが起きた場合の対応

（ア）いじめられた子供に対しては、状況や気持ち等を十分に聞き取り、共感的に受け止め、不安を取り除き、必ず解決できる希望が持てるように対応します。

（イ）いじめた子供に対しては、気持ちや状況を十分に聞き、毅然とした対応と粘り強い指導で「人として許されないこと」「いじめられる側の気持ち」を認識させます。

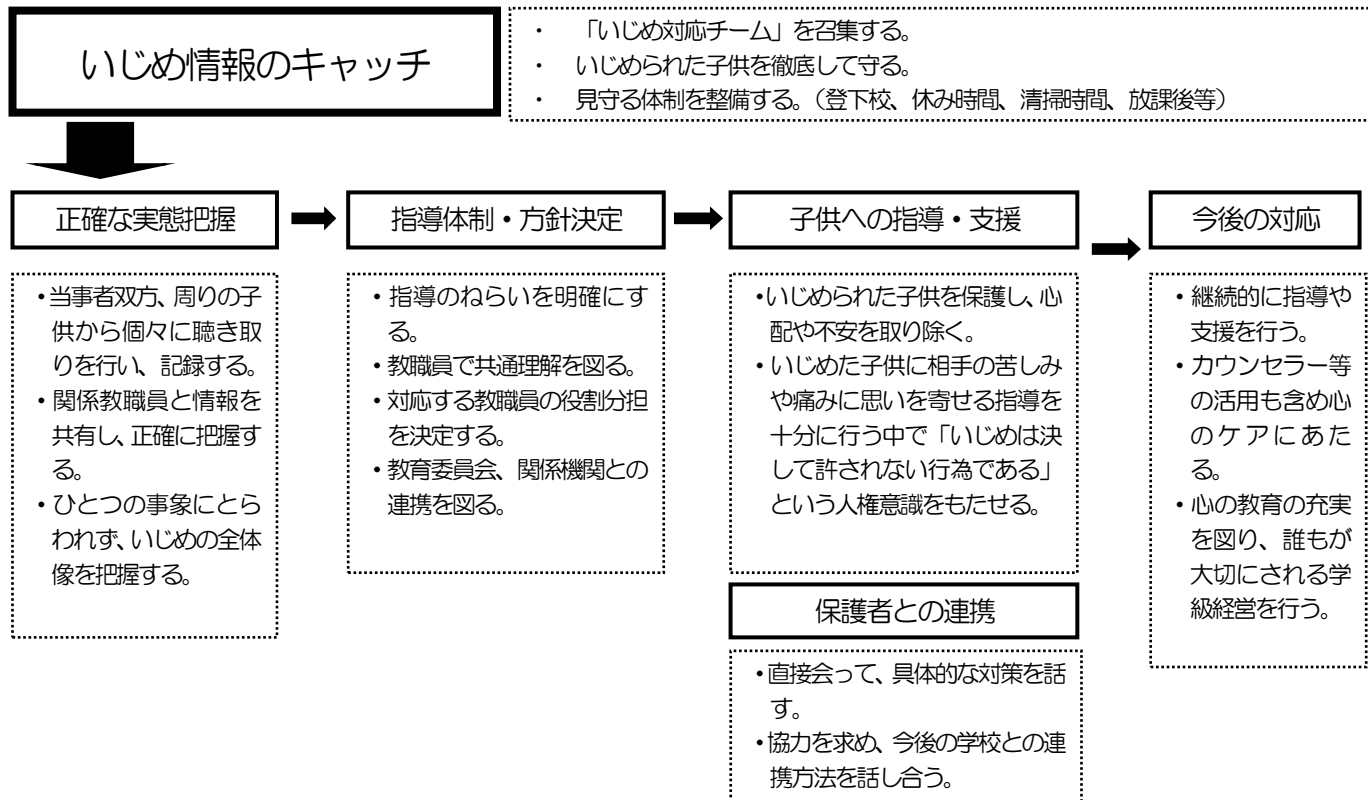
（ウ）関係児童の保護者には、事実関係を説明し、関係児童や保護者の気持ちを伝えるとともに、今後の指導方針や相談体制を伝えます。

（エ）周りの子供たちに対しては、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示し、プライバシーに十分に配慮した上で、再発防止を含む、いじめの根本的な解消を目指します。

（オ）一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察・必要な指導を継続的に行うなど積極的にかかわり、その後の状況把握に努めます。

（カ）インターネットやソーシャルメディアによるいじめを認知した場合には、書き込みや画像の削除依頼等の迅速な対応を図り、事案によっては警察や関係機関などと連携して対応します。

⑦いじめ対応の基本の流れ



(4) 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に、特に配慮をします。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流および共同学習を積極的に進めます。

①特別支援学級担任と原学級担任の連携

～個別の指導計画の内容だけでなく、共同で学習する際の目標や進め方の方針についても共有します～

②常に教員の目が行き届く、見守り体制づくり

～子供のいるところに教師の目が必ずあるように、全職員でカバーし合います～

③全職員での情報共有

～日常の情報交換に加え、職員会や研修等での情報共有の機会を積極的に確保します～

④保護者との連携

～日々の連絡を密にし、家庭での発言内容や表情及び行動の変化等についての情報を得ます～

(5) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

①未然防止

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童・保護者・地域への啓発に努めます。

パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて、保護者に協力を依頼します。

○特別活動の時間等を利用した、学級・学年単位での指導。

○少年サポートセンターや神戸市消費生活課、その他民間の外部講師を招いての情報モラル教育。

○生徒指導通信や学校・学年だより、その他諸会合を通しての情報発信、啓発活動および協力依頼。

②早期対応

インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

○児童の交流の広域化を踏まえた上での、関係校と連携・協力した指導。

○須磨警察署および兵庫県警察サイバー犯罪対策課との連携。

4. 連携・協力体制等

(1) 保護者・地域との連携

- ・学校運営協議会、学校応援団、保護者や地域と連携し、あいさつ運動や登下校時の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を積極的に見守ります。
- ・学校運営協議会や学校応援団の会合等で、だいちいじめ問題への取組について情報を発信します。
特に校内においては・・・授業参観、授業公開デー 〇学級・学年懇談会 〇学校・学年・学級・生徒指導通信、学校ホームページ
- ・児童、保護者、地域と一緒に参加する会議などを開催し、地域ぐるみでいじめの問題に取り組めます。

(2) 関係機関等との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども家庭センター・スクールソーシャルワーカー・医療機関・法務局等）との適切な連携が必要であることから、平素から関係機関と連携する体制を構築しておきます。

(3) 学校相互間の連携

いじめを受けた児童、いじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合についても、迅速で適切な指導を行うことができるよう、平素から情報交換を行うなど、他校との連携協力体制を構築しておきます。

(4) 児童の自発的な取組および小中連携

児童の自発的ないじめ防止に向けた取組を重視し、計画委員会を中心とした啓発活動を推進します。また、一・小・中・高の関係にある太田中学校の生徒会とも連携し、いじめ防止への意識を高め、9年間を見通した活動を展開します。

〇いじめ防止スローガンの作成、制定 〇いじめ防止強化月間の取組 〇いじめ防止小中地域会議の開催

5. 組織的対応（重大事態への対応）

(1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査します。
- ・本基本方針及び国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。
- ・調査は、①学校が主体となって行う場合②教育委員会が主体となって行う場合が考えられる。その際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(2) 調査結果の報告

- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出します。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

6. その他

(1) 継続的支援

①いじめの解消について

いじめは、単に「謝罪をもって解消」と安易にせず、特に以下の3点に留意して事後の経過観察に基づく評価、指導、助言、提案などを行い、見守ります。

- (ア) いじめに係る行為が、本当に止んでいるかどうか。
- (イ) いじめを受けた児童が、その後心身の苦痛を感じていないかどうか。
- (ウ) 当事者間の関係が、どのように変化してきているか。

②一定の解決を見た後について

- (ア) 一定期間の見守り後、「一定の解決」と見た場合も、以下のような継続的な支援や指導を行います。
- (イ) 引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行います。
- (ウ) 教育相談、日記などで積極的にかかわり、その後の状況把握に努めます。いじめられた子供に肯定的にかかわり、自信を取り戻せるように努めます。
- (エ) 双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。

事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化します。

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって適宜「だいち小学校基本方針」を見直し、必要があると認められるときは改訂を行います。